



2021年11月19日

企業ガバナンス部会 第17期研究会活動へのお誘い

月例セミナーで広く学び、研究会で深めるとというのがDF企業ガバナンス部会の学ぶサイクルです。最近のコーポレートガバナンスの進化に伴い、「実効性ある企業統治に貢献できる社外取締役・監査役等になるために」をテーマに、企業ガバナンス部会は日々取り組んでいます。今期も下記の要領でS研究会活動を実施いたします。あなたも研究員になって、DFの仲間とともに日頃の自己研鑽をさらにシェイプアップしませんか？

第17期の研究会は、以下の3つのテーマ案から選択することでスタートしたいと考えています。下記URLを通じ、第1希望と第2希望のテーマを選び、12月3日（金）までにご返信ください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfW3t2KKYAF7UNPrvAybSmYDt2230kArCev-NRCZSkb86yWQg/viewform>

日程概略：

12月3日（金）研究員応募締め切り

12月中旬 チーム編成の後、キックオフミーティングの開催

各チームには経験豊富なメンターが加わり、的確な支援体制を整えます

チームリーダーや来年7月の研究成果発表会までの研究会の日程を決めます

2022年7月 外部聴講者も招待し、研究成果の報告会開催

研究論文はDFホームページに掲載予定です

この著作権はDFに帰属するものとします

参加料は無料ですが、資料代等の活動費補助はありません

<テーマ案>

	テーマ名	説明
1	企業（経営者）はESGにどう取り組むべきか～特にSの視点について	近年ESGという言葉が聞かない日がないくらい喧伝されている。ESGの内E（環境問題対応）は脱炭素に向けての議論が様々に行われ、またG（企業ガバナンス）については、課題はまだ多いもののCGコードの策定以降一定の形ができつつある。一方S（社会課題解決）については、そもそも個々の企業が対応するものではなく、国の仕事と考える向きが多く、Sの視点が不十分なのが現実である。しかし、企業は社会の一構成員であり、かつ国の経済価値創造そのものを担っていることから、Sに対して真剣に取り組むべきだと言う議論が出るようになった。すなわち、深刻化する経済格差は、企業が事業を営む上で基盤となる市民社会を不安定にし、大きな障害となる懸念がある。従って、企業経営者もSを単に寄付や慈善活動に矮小化するのではなく、企業のビジネスモデルやビジネスプロセスに新しい視点でビルトインさせることが求められるようになった。これを機会に、企業（経営者）はSの視点を中心にE・S・G

		にどう取り組んだら良いかを考えてみたい。
2	「新しい資本主義」と「日本型コーポレートガバナンス」について考える	<p>岸田首相が目玉政策の一つとして成長と分配の好循環を目指す「新しい資本主義」を掲げ、その具体化を進めるために「新しい資本主義実現会議」を立ち上げ、政策提言をし始めている。この機を捉え、ガバナンス部会としても、新しい資本主義の目指すべき姿とそれに相応しい日本型コーポレートガバナンスの在り方について考えていきたい。</p> <p>1980年代、日本は類い希な高度成長を実現し異質な資本主義といわれた時もあったが、1990年代に入りソ連崩壊後は様々な資本主義が並立・競争する時代となり、それらの間での違いや優劣も議論されてきている。一方、日本はバブル崩壊以降長期に亘る低成長に陥っているが、2013年安倍政権の「日本再興戦略」でコーポレートガバナンスが成長戦略の一施策とされ、以降欧米のスタンダードを手本に徐々に整備されつつある。ここで一旦立ち止まり、政府の「新しい資本主義」の議論や提言も参考にしつつ、幅広い視野から、DF会員の企業人としての企業実務経験を基に、長い伝統を持つ日本社会の特性を踏まえた「日本的な新しい資本主義」とそれに相応しい「日本型のコーポレートガバナンス」のあるべき姿について考えてみたい。</p>
3	持続可能な企業経営を支えるコーポレートガバナンスを実現するための社外取締役・社外監査役のあり方	<p>本年6月に大幅なコーポレートガバナンスコードの改訂がありました。その特徴の一つはボードの監督機能の強化であり、二つ目はサステナビリティへの対応である。特に後者については、経営執行側が的確に気候変動、人権、労働環境、公正取引、自然災害危機管理などの「サステナビリティ」に万全を期すよう、ボードが監督する役割を担う。一方でボード自体の「サステナビリティ」をどう実現するか、も重要である。即ち、モニタリングモデルたるボードが監督機能を持続的に発揮できるか、という観点からのサステナビリティも重要である。具体的には、機関設計、社内取締役の選任、独立社外取締役・監査役の選任、スキルマトリックスなどであるが、ボードが自律的かつ継続的に監督機能を発揮する仕組みを可能にする社外取締役・社外監査役の在り方について、採り上げたい。</p> <p>昨年は「取締役会の実効性向上のために望まれる社外取締役・社外監査役の在り方を考える」というテーマに取り組んだが、今年はこのテーマをさらに発展させたテーマとした。</p>

お問合せは DF 事務局 平井隆一(rhirai@directforce.org) 電話：03-6693-8020) までお願い致します。

以上